

最終オンライン併用RYT200養成講座受講条件書

1. <適用範囲>

1. 株式会社ぼっこ（以下「当社」といいます。）がお客様（以下「受講者」といいます。）との間で締結する全米ヨガアライアンスRYT200取得を主目的としたプログラム（以下「プログラム」といいます。）に関する契約(以下「本契約」といいます。)は、この受講条件書の定めるところによります。
2. 当社は、受講者に対してプログラムの講座を提供します。講座の内容は別に定めます。

2. <契約の申し込みと成立>

受講者が当社に対し本契約の申込をする場合は、受講者は当社が定めるウェブサイト上で必要事項を記入の上、同意事項に同意し、受講料の支払いを完了した場合は、その時点で本契約が成立するものとみなします。

3. <拒否事由>

当社は、受講者から本契約の申込があったときにおいて、次に定める事由のいずれかが認められたときは、申込をお断りする場合があります。

1. 受講者が未成年である場合で、本契約の申込について親権者等の同意がないとき。
2. 定員の受け入れ余裕枠や手続き期間に余裕がないなど、客観的に受講が認められる可能性がないことが明らかなき。
3. 受講者の過去または現在の心身の健康状態がプログラムの受講にあたり不適切であると当スタジオが認めたとき。
4. 受講者の安全を確保できない、あるいはプログラム実施に障害があると判断したとき。
5. 受講者が女性でないと判明した場合
6. その他当社が不当と認めたとき。

4. <プログラム費用>

1. 当社の定めるプログラム費用とは、RYT200取得プログラム講座費用です。これには、施設利用料と講座費用のみが含まれます。
2. 受講者は、教科書・ヨガマット・ウェア・筆記用具・その他受講に必要な物を各自で準備する必要があります。また、全米ヨガアライアンスへの登録（任意）には別途全米ヨガアライアンスへの登録料（初回申請料50ドル、年会費65ドル（2020年4月現在））が必要となります。（詳しくは、https://www.yogaalliance.org/Credentialing/For_Teachers/RYT_200 をご参照ください。）

5. <補習費用>

受講者は、必修の実習をやむを得ず欠席した場合、別コースの講座に参加して、無料の振替受講を行うことができます。しかし、振替受講ができない場合は、個別の補習を受け、修了条件を満たす必要があります。補習の費用は、90分あたり8,000円（税別）です。なお、複数名で補習授業を受けられる場合は、当該費用を参加人数で割った額をお支払いいただきます。

6. <プログラム費用等の支払い方法>

プログラム費用等の支払いは、指定ウェブサイトにおいて、クレジットカード決済もしくはPayPalを用いて行うものとする。

7. <契約後のキャンセル>

本契約成立後、受講者によるプログラムのキャンセルは出来ないものとする。

8. <契約の解除>

当社は次に定める場合、当社は受講者に対し本契約を解除することができます。

1. 受講者が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ、日本国の法令に違反する行為をなし、当社においてプログラムの目的・趣旨に照らして受講者のプログラム受講が不適當であると判断した場合。
2. 受講者が正当な理由なく必要な指示に従わない等、本契約を履行するのに困難な事情がある場合。
3. 受講者が当社に提出した申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。
4. 体にタトゥーまたは入れ墨が入っていることが判明した場合。ただし、更衣室も含め、他の受講者から完全に見えないように配慮されるのであればこの限りではない。
5. 受講者が反社会的勢力と関係があることが判明した場合。
6. 宗教の勧誘、商品の販売、政治的活動、また他団体への勧誘等プログラムと関係のない活動をした場合。
7. 受講者が女性でないことが判明した場合
8. 当社がコースの運営に支障をきたすと判断した場合。

10. <知的財産権等>

1. プログラムに関して生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）、その他の権利（以下「知的財産権等」という。）は、当社に帰属するものとします。
2. 受講者は、前項の知的財産権等を侵害してはならず、侵害した場合は損害賠償の責任を負うものとします。

11. <損害賠償義務>

受講者は、故意または過失により当社または第三者に損害を与えた場合は、ただちに当社または当該第三者に対し損害の賠償を行うものとします。ただし、当社が当該賠償を受講者に代わって行った場合は、当該第三者が受講者に対して有していた損害賠償請求権に代位するものとします。

12. <通学期間>

1. プログラムの通学期間は、オンライン受講（座学・基礎実技）を2020年12月31日までとし、実習期間は2020年8月22日から2021年1月24日までの必修実技（のべ7日）とする。
2. 怪我、病気、妊娠その他の事由により医師により通学不可と診断された場合は、通学不可である期間が明記された医師の診断書を提出することにより、最長24ヶ月間の通学期間延長を認めるものとします。また、休学、復学手続きは当社が指定する手続きを行うことで認められます。

3. 復学後は、休学前に未修得の科目のみの受講を行い、修了するものとします。当社によるRYT200取得プログラムが廃止になっていた場合は、復学を認められません。
4. 復学の有無にかかわらず、休学による受講料の返金を行わないものとします。

13. <責任範囲>

1. 当社は受講条件書に定めのない一切の事項について、なんら提供または保証の責を負いません。当社が提供するプログラムに関連して第三者が提供する業務、交通、宿泊その他のサービスがあった場合は、それらサービスは当社とは独立に提供されるものであり、当社はその提供について関与しないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。
2. RYT200取得プログラムは資格取得を目的とするものでありますが、12条1項の通学期間の条件を満たした場合の取得となります。通学期間が基準に満たない場合、5条で規定する補習等で基準通学期間を満たすまで資格取得が出来ないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。

14. <免責事項>

1. 当社は受講条件書に明記された義務を当社の故意または過失に基づき履行せず、直接受講者に損害を与えた場合のみ法律上の責任を負担します。従って、以下に定める事項について当社は一切その責を負いません。
 1. 受講者からの必要書類が、あらかじめ指定した期日までに提出されない場合の通学開始の遅延
 2. ハイジャック、事故、交通機関の遅延等による受講者の損害
 3. 天変地異、政変、紛争、テロ、ストライキ、疫病等の不可抗力によって発生した受講者の損害
 4. 受講者が法律、規則を守らず受講者が損害を受けた場合の賠償
 5. 受講者の意思により、プログラム受講を取りやめた場合にかかる費用返金等の責任
 6. 受講者個人の行動による事故やトラブルに対する責任
 7. 受講者の病気や心身の不調による事故の責任
 8. 妊娠されている方は御受講いただけません。万が一、妊娠されている方が受講され、なんらかの事故が起きた場合の責任
2. 受講者の故意・過失、法令・公序良俗などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて受講者個人の負担となります。またそれらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は受講者に損害賠償を請求します。
3. 万一、紛失、盗難、破損等の事故が生じても、当社では一切の責任を負いません。施設内等での忘れ物や紛失等につきましては一切の責任を負いかねますので、貴重品や所持品は必ずご自身の責任で管理をお願いいたします。なお、忘れ物は、一定期間保管いたしますが、落とし主が現れない場合は処分させていただきますので、あらかじめご了承ください。

15. <個人情報のお取り扱いについて>

受講者からお預かりした個人情報については、以下の通りお取り扱いいたします。

1. 個人情報の収集

お預かりした個人情報は、受講者がご注文なされた商品や情報のお届け、会員制のサービスの登録者か否かの確認、受講者が申し込まれたサービスなどをご提供する際の確認やご案内、受講者への情報提供および受講者との連絡などに使用させていただき、それ以外の目的で使用することはありません。

2. 情報提供の任意性

個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身で判断をお願いします。ただし、必要な情報をご提供いただけなかった場合には、プログラムを受講頂けませんので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

3. 個人情報の預託

お預かりした個人情報を業務委託のために外部の業者に預託を行う場合があります。その場合には、個人情報の保護について機密保持契約を締結するなど、必要な処理を実施するようにいたします。

4. 個人情報の提供

当社ではお預かりした個人情報を、法令に基づき開示を求められた場合を除き、原則として受講者の許可なく第三者に提供することはありません。

5. 個人情報の確認、訂正について

受講者からの個人情報に関する情報の確認、訂正のご依頼があった場合には、請求者をご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り対応させていただきます。その際には下記の窓口まで、文書もしくはe-mailでお申し出頂きますようお願いいたします。

〒520-3024 滋賀県栗東市小柿7丁目8-11 小柿K佳ビル1階

株式会社ぼっこ

電話077-552-7067 email: info@ryt-bokko.com

16. <反社会的勢力の排除>

1. 当社及び受講者は、現在及び将来にわたり、いわゆる反社会的勢力該当しないことを表明し保証します。
2. 当社又は受講者は、相手方が前項の表明・保証に違反することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含むすべての契約を解除することができるのと同時に、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

17. <契約内容・約款の変更>

本契約および約款は、事情により予告なしに変更されることがあります。ただし、変更があった場合は速やかに通知を行います。通知後に当社を利用した場合、変更にご同意したものとみなします。

18. <権利及び地位の譲渡等>

当社及び受講者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならないものとします。

19. <準拠法>

本受講条件書は日本国の法令に従い解釈するものとします。

20. <裁判管轄>

本契約に関する紛争の解決は、大津地方裁判所を専属的合意裁判所とします。

21. <効力発効日>

本受講条件書の内容は、2020年8月9日以降に締結される契約に適用されます。

〒520-3024

滋賀県栗東市小柿7丁目8-11 小柿K佳ビル1階

株式会社ぼっこ

電話：077-552-7067

メール：info@ryt-bokko.com

制定日：2020年8月9日